告訴状

警察庁長殿

住所 東京都江東区北砂 5 丁目 20 番 1 0 - 6 0 9 電話番号 080-4658-1518 氏名 孫 樹斌 印

2022年03月18日

告訴人 孫 樹斌 被告訴人 四谷警察署長

東京法務局人権擁護部第二課長 高橋 要東京法務局人権擁護部第二課職員 寺本 大介東京法務局人権擁護部第二課職員 原山 賢

特別説明

「領事関係に関するウィーン条約」、「中日領事協定」及び中日両国の関連法律規定に基づき、中華人民共和国駐日本大使館は 私が不平等な待遇を受けていない、私の正当な権利・利益を守る権力と義務がある。訴訟事件の関連文書はすべて 中華人民共和国駐日本大使館領事部にコピー件を送信する。

私は岸田文雄首相の「成長と分配の好循環」、「スタートアップ企業創出」の施策に 支持する。けれども 今 ある公務員、警察官、裁判官などの政府職員は 「公務員職 権濫用」で 違法者へ支援して 一緒に 被害者に再度な加害している。このような社 会環境に 日本の優秀な人材はもう他国に流失し、スタートアップ企業は 安定な成長 できない。今回事件の関連公務員は すべて 警察に刑事告訴状を送る。

告訴の趣旨

被告訴人の四谷警察署長は 「犯罪捜査規範」の第十八条(警察署長)に該当する、 当署の刑事警察官は 「犯罪捜査規範」の第二条 (捜査の基本)、第四条 (合理捜査)、第 百条 (承諾を求める際の注意) の二に該当するので、被告訴人を厳罰に処することを求 め、ここに告訴いたします。

東京法務局人権擁護部第二課長 高橋 要、職員寺本 大介、原山 賢は 刑法第百

九十三条(公務員職権濫用)、第百七十二条(虚偽告訴等)に該当するので、被告訴人を厳罰に処することを求め、ここに告訴いたします。

日本国警察庁は 四谷警察署刑事警察官の11時間の任意聴取などの調査結果及び処分命令などを 公文書で 中華人民共和国駐日本大使館領事部、告訴人本人に提出します。

告訴事実

2022年2月14日江東区長山﨑 孝明の公務員職権濫用と人権侵害の件を 人権相談に提出しました。

2022年2月24日 東京法務局人権擁護部第二课は 返信しました。

2022年2月25日 東京法務局人権擁護部へ行って 対面相談しました。結局は 未 受理しました。(録音あり)

2022 年 3 月 8 日 深川警察署長坂本 則夫(刑法第百九十四条特別公務員職権濫用)の件を 人権相談に提出しました。

2022 年 3 月 9 日 東京地方裁判所裁判官伊藤 由紀子、佐藤 卓(刑法第百九十四条特別公務員職権濫用)の件を 人権相談に提出しました。

2022年3月9日 東京法務局人権擁護部へ行って 第2回 相談しました。けれども 嘘を付けて受理しません。(録音あり)

2022 年 3 月 1 0 日 再度 東京法務局人権擁護部へ行って 第 3 回 相談しました。(録音あり)

何回 『「人権侵犯事件調査処理規程」(法務省訓令)第十六条(勧告,通告,告発の報告・承認)により この3件は 対応してください。』を話しました。

けれども 『受理できません。』を話しました。

更に 2022 年 3 月 1 0 日 13 時ぐらい、法務省東京法務局人権擁護部第二課長高橋 要は 110 番へ通報しました。実際 自分の部署の不作為の事実を隠すために 四谷警 察署警察官に虚偽告訴(刑法第百七十二条)をやりました。

四谷警察署刑事警察官は 2022 年 3 月 1 0 日 13 時半から 翌日 2022 年 3 月 1 1 日 1 時まで 11 時間以上の水もない、ご飯もない、たいへんの残酷な精神的苦痛を受けた取調べを経て、釈放しました。

深夜1時以降、電車ももうない、3時間以上頑張れ、歩いて 5時に 帰宅しました。

このように、被告訴人四谷警察署長たちが公然と「犯罪捜査規範」の第二条(捜査の基本)、第四条(合理捜査)、第百条(承諾を求める際の注意)の二を違反した、東京法務局人権擁護部第二課長高橋要、職員寺本大介、原山賢は刑法第百九十三条(公務員職権濫用)、第百七十二条(虚偽告訴等)を違反したことにより、告訴人の精神健康は大きく傷つけられたので、今回被告訴人たちの不当行為が成立します。

そこで、被告訴人に対しては、厳重なる処罰を求め、ここに告訴いたします。

以 上

証拠方法

- 1.当日事件の調書
- 2.証人: 当時の通訳者
- 3. 日テレニュース:【警視庁】" 違法捜査"東京地裁が都に 22 万円支払い命じる 日テレニュース 24 東京 2022.03.10 21:46

警視庁の違法な捜査で精神的苦痛を受けたなどとして、設備工事会社・社長の男性が損害賠償を求めた裁判で、東京地裁は10日、都に22万円の支払いを命じる判決を言い渡しました。

判決によりますと、都内に住む設備工事会社・社長の男性は、2019 年、中野区で車を 停車中、警察官から職務質問を受け、車内からナイフなどの工具が見つかったことか ら、中野署で取り調べを受けました。

後日、男性は軽犯罪法違反の疑いで書類送検され、嫌疑不十分で不起訴処分となりましたが、違法な捜査で、精神的苦痛を受けたなどとして、都に対し330万円の損害賠償を求め、訴えを起こしていました。

10日の判決で東京地裁は、深夜におよそ5時間かけて行われた取り調べについて、「任意捜査として許容される限度を超えている」と指摘し、捜査の違法性を認め、都に22万円の支払いを命じる判決を言い渡しました。

判決を受け、警視庁は、「当方の主張が認められなかったことは残念です。判決内容を 検討した上で対応を決めます」とコメントしています。